

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和8年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月24日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要のある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 55 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
工業技術センター置賜試験場	令和8年1月9日	加賀委員	柴田委員
荒砥高等学校	令和8年1月9日	加賀委員	柴田委員
南陽警察署	令和8年1月9日	加賀委員	柴田委員
新庄北高等学校	令和8年1月9日	小松委員	海老名委員
新庄南高等学校	令和8年1月9日	小松委員	海老名委員
新庄警察署	令和8年1月9日	小松委員	海老名委員
小国警察署	令和8年1月9日	海老名委員	—
高度技術研究開発センター	令和8年1月19日	加賀委員	柴田委員
楯岡特別支援学校	令和8年1月19日	加賀委員	柴田委員
朝日学園	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員
寒河江工業高等学校	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員
谷地高等学校	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員

村山産業高等学校	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員
寒河江警察署	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員
職員育成センター	令和8年1月21日	加賀委員	柴田委員
福祉相談センター	令和8年1月21日	加賀委員	柴田委員
図書館	令和8年1月21日	加賀委員	柴田委員
工業技術センター	令和8年1月21日	小松委員	海老名委員
産業技術短期大学	令和8年1月21日	小松委員	海老名委員
こども医療療育センター	令和8年1月22日	加賀委員	柴田委員
山形中央高等学校	令和8年1月22日	加賀委員	柴田委員
山形盲学校	令和8年1月22日	加賀委員	柴田委員
山形東高等学校	令和8年1月22日	小松委員	海老名委員
山形工業高等学校	令和8年1月22日	小松委員	海老名委員
庄内児童相談所	令和8年1月23日	柴田委員	—
鶴岡乳児院	令和8年1月23日	柴田委員	—
知的障がい者更生相談所庄内支所	令和8年1月23日	柴田委員	—
庄内農業高等学校	令和8年1月23日	柴田委員	—
青年の家	令和8年1月26日	柴田委員	—
新庄養護学校	令和8年1月26日	柴田委員	—
教育センター	令和8年1月29日	柴田委員	—
南陽高等学校	令和8年1月29日	柴田委員	—
天童警察署	令和8年1月29日	柴田委員	—
村山特別支援学校	令和8年1月29日	海老名委員	—
山形警察署	令和8年1月29日	海老名委員	—
衛生研究所	令和8年2月4日	加賀委員	柴田委員
左沢高等学校	令和8年2月4日	加賀委員	柴田委員
山形南高等学校	令和8年2月4日	小松委員	海老名委員
山辺高等学校	令和8年2月4日	小松委員	海老名委員
寒河江高等学校	令和8年2月4日	小松委員	海老名委員
環境科学研究センター	令和8年2月6日	柴田委員	—
村山警察署	令和8年2月6日	柴田委員	—
尾花沢警察署	令和8年2月6日	柴田委員	—
山形空港事務所	令和8年2月6日	小松委員	海老名委員
村山教育事務所	令和8年2月6日	小松委員	海老名委員
米沢鶴城高等学校	令和8年2月9日	柴田委員	—
置賜農業高等学校	令和8年2月9日	柴田委員	—
精神保健福祉センター	令和8年2月20日	加賀委員	柴田委員
山形北高等学校	令和8年2月20日	加賀委員	柴田委員

上山明新館高等学校	令和8年2月20日	加賀委員	柴田委員
上山警察署	令和8年2月20日	加賀委員	柴田委員
東桜学館中学校	令和8年2月20日	小松委員	—
山形西高等学校	令和8年2月20日	小松委員	—
東桜学館高等学校	令和8年2月20日	小松委員	—
ゆきわり養護学校	令和8年2月20日	小松委員	—

### 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

#### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

##### イ 福祉相談センター

###### (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

契約書の規定に基づかず、月ごとに行うべき代金の支払をしていないもの  
電子複写機の複写サービス契約（令和6年7月分～令和7年1月分）

請求書受理日 令和7年3月10日

支払日 令和7年4月4日

支出額 282,796円

##### ロ 工業技術センター

###### (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので1万円以上のもの  
県有機械貸付収入

調定日 令和7年5月23日

納期限 令和7年6月30日

納入日 令和7年10月24日

金額 23,940円

###### (ロ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

収入の調定が適切でないもの

- a 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの  
土地建物貸付収入（自動販売機1台設置に係る賃貸借料）

調定すべき日 令和7年4月1日  
調定日 令和7年5月15日  
調定額 65,560円

- b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの  
自動販売機設置に伴う電気料実費負担分 令和7年3月分

調定すべき日 令和7年4月8日  
調定日 令和7年5月15日  
調定額 6,052円

#### ハ 山形工業高等学校

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 124件

3箇月超 106件

#### ニ 庄内児童相談所

- (イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

一時保護所に入所する児童への虐待があったもの

- (ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの  
公用車修理費

請求書受理日(検収日) 令和6年5月24日  
支払期限 令和6年6月7日  
支払日 令和6年10月30日  
支出額 183,623円

#### ホ 新庄養護学校

- (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

5年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、事務事業の執行体制の改善が必要と認められるもの

- a 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの  
令和6年12月支給分

既支給額(100分の100) 434,647円  
正支給額(100分の80) 337,518円  
要返納額 97,129円

- b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年12月支給分

既支給額（100分の100）	363,990円
正支給額（100分の95）	345,790円
要返納額	18,200円

へ 南陽高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 4件 合計747,574円

主な事例は以下のとおり

建築物環境衛生管理業務（上期分）

検査日	令和6年9月30日
請求書受理日	令和7年5月2日
支払日	令和7年5月29日
支出額	482,350円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 4件 合計96,753円

主な事例は以下のとおり

産業廃棄物処分業務委託

検査日	令和7年3月18日
請求書受理日	令和7年5月15日
支払日	令和7年5月29日
支出額	42,460円

ト 山形警察署

- (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支払期限内に支払をしていないもの

役務費（捜査関係事項照会の回答の取得に要した経費）

請求書受理日	令和6年12月16日
支払期限	令和6年12月27日
支払日	令和7年2月17日
支出額	5,500円

チ 村山教育事務所

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2 箇月超 110 件

3 箇月超 49 件

リ 米沢鶴城高等学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3 年連続で旅費支給手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

正当な理由もなく、旅行の最終日から 3 箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2 箇月超 152 件

3 箇月超 151 件

ヌ 置賜農業高等学校

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約書を作成する必要があるにもかかわらず契約締結時に作成していないもの

D X 加速化推進事業関連機器一式の調達及び役務

契約額 2,249,000 円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 通知、指示時期等が遅延したため事務事業の執行に影響を与えたもので軽微なもの（置賜農業高等学校）

(ロ) 電子メールを送信する際、他の受信者のメールアドレスが見える状態で送信したもので、メールアドレスが個人情報に該当しないもの（図書館）

ロ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から 1 箇月を超えて遅延した 1 万円以上のもの（こども医療療育センター）

ハ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（村山産業高等学校、山形東高等学校、庄内農業高等学校、南陽高等学校、村山教育事務所、米沢鶴城高等学校）

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から 2 箇月を超えてしていないもの（山形東高等学校、山形工業高等学校、庄内農業高等学校、ゆきわり養護学校）

(ハ) 支払の遅延等により、延滞金、遅収加算金等を発生させたもの（山形中央高等学校、教育センター、村山教育事務所）

(ニ) 資金前渡の精算が、正当な理由もなく支払を完了した日から 1 箇月を超えて遅延しているもの（庄内児童相談所）

(ホ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から 2 箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数ある

もの（庄内農業高等学校、村山特別支援学校、村山警察署）

- (ハ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（山形工業高等学校、山形南高等学校、村山教育事務所、置賜農業高等学校）
- (ト) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの（福祉相談センター）
- (フ) 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの（新庄北高等学校、庄内農業高等学校）

## 二 契約

- (イ) 業務委託契約書において、必要事項の記載が不備なもの（山形中央高等学校）
- (ロ) 契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもので軽微なもの（山形東高等学校、南陽高等学校）